

企業年金における住所管理対策について

平成20年4月

企業年金における住所管理対策として、本年4月から次の措置を講じた。

1. 社会保険庁から厚生年金基金等に対する情報（平成20年3月4日通知発出）

厚生年金基金及び企業年金連合会は、未請求者の裁定請求の勧奨等を行うため、社会保険庁から、

- ① 4月から厚生年金の受給者の住所情報
- ② 10月から厚生年金の被保険者、受給者及び新規裁定者の住所情報の提供を受けることができることとする。

2. 厚生年金基金等における住所管理の徹底（平成20年3月28日省令改正及び通知改正）

（1）厚生年金基金

①加入者の住所管理

基金が住所管理することとする。なお、事業主に住所管理させることとしても差し支えないが、この場合には、基金は事業主の住所管理状況を定期的に確認することとする。

②待期者の住所管理

基金は、加入員であった者（待期者）に住所変更があったときに変更届を提出させるなど、待期者の住所管理を確実にすることとする。

※ 確定給付企業年金についても同様の措置を講じた。

（2）企業年金連合会における住所管理

連合会は、中途脱退者等に住所変更があったときに変更届を提出させるなど、中途脱退者等の住所管理を確実にすることとする。

厚生年金受給者の住所情報の提供

実施時期：平成20年4月～9月

厚生年金基金及び企業年金連合会において60歳以上の住所不明者を抽出（随時）。
厚生年金基金は、連合会経由で基金番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日の登録により照会依頼。

【企業年金連合会】
基金より提供された記録と併せ、社会保険庁に照会（毎月）

照会

【社会保険庁】
社会保険庁の記録から、住所情報及び死亡情報を抽出

提供

【企業年金連合会】
基金分と連合会分を振り分け

【厚生年金基金】
社会保険庁から提供された情報に基づき裁定請求を勧奨

【企業年金連合会】
社会保険庁から提供された情報に基づき裁定請求を勧奨

厚生年金の厚生年金基金加入者等の情報提供

実施時期：平成20年10月～

厚生年金基金及び企業年金連合会において住所不明者の加入員、加入員であった者（待期者）、受給者を抽出（年2回）。
厚生年金基金は、連合会経由で基金番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日の登録により照会依頼。

【企業年金連合会】
基金より提供された記録と併せ、社会保険庁に照会（毎月）

照会

【社会保険庁】
社会保険庁の記録から、住所情報及び死亡情報を抽出

提供

【企業年金連合会】
基金分と連合会分を振り分け

【厚生年金基金】
社会保険庁から提供された情報に基づき裁定請求を勧奨

【企業年金連合会】
社会保険庁から提供された情報に基づき裁定請求を勧奨